

(様式第1号)

指定管理者制度導入施設の管理運営状況【令和 5 年度】

※1～6, 9:施設所管課記入
7:指定管理者記入
8:指定管理者及び施設所管課記入

指定管理者名	鳴子まちづくり株式会社
施設所管課	大崎市鳴子総合支所地域振興課

1. 施設名

施設名	大崎市有鳴子源泉	施設の住所	大崎市鳴子温泉地域全域
		電話番号	0229-82-2351

2. 施設の概要

設置年月日	昭和31年3月5日	設置条例等	大崎市有鳴子源泉条例
設置目的	住民に温泉を供給し、もって福祉の増進、地域振興に寄与するため、鳴子温泉地域に市有源泉を設置		
施設の内容	源泉25本、事務所、倉庫、温泉施設、機械・備品		
利用料金	大崎市有鳴子源泉条例第13条第1項別表第3のとおり		
閉館日、開館時間	休業日:なし 利用時間:終日		

3. これまでの管理運営状況

期 間		管 理 形 態		管理受託者又は指定管理者等
昭和	31 年度～平成 17 年度	1.直営・2.管理受託・3.指定管理・4.その他	1	
平成	18 年度～令和 2 年度	1.直営・2.管理受託・3.指定管理・4.その他	3	鳴子まちづくり株式会社
令和	3 年度～	1.直営・2.管理受託・3.指定管理・4.その他	3	鳴子まちづくり株式会社

4. 現指定管理者の指定期間

指定期間	令和 3年 4月 1日	～	令和 13年 3月 31日	(10 年 0 ヶ月)
選定方法	2	1.公募 (応募者数: 団体)	2.非公募	

5. 指定管理料

令和 5 年度(ア)	令和 4 年度(イ)	(ア) - (イ)
5,834 千円	5,834 千円	0 千円

※(ア)は当該年度、(イ)は前年度とし、それぞれ決算額ベース。

6. 指定管理者が行う管理運営業務の内容

指定事業(業務): ・市有源泉の改修 ・源泉の供給及び施設の維持管理 ・温泉地の管理
自主事業: ・温泉湧出量調査 ・民間施設の温泉管敷設、ポンプ交換等

7. 利用実績等

(1)利用者数

(単位:人, 件)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	総計
令和 4 年度	53	53	53	53	53	53	53	53	53	53	53	53	636
令和 5 年度	52	52	52	51	50	50	50	50	51	50	50	50	608

主な増減要因	令和5年4月に1件, 7月に1件, 8月に1件, 1月に1件の供給廃止届があり, 12月に供給許可申請が1件あった。												
--------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

※上段に前年度実績を記載し, 下段に当該年度実績を記載すること。

※指定事業に係る利用者数を記載し, 自主事業による人数・件数は記載しないこと。

(2)利用料金収入

(単位:千円)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	総計
令和 4 年度	3,537	3,537	3,537	3,537	3,537	3,537	3,537	3,537	3,537	3,544	3,544	3,544	42,465
令和 5 年度	3,526	3,526	3,526	3,507	3,488	3,488	3,487	3,487	3,535	3,513	3,513	3,513	42,109

主な増減要因	年度中の供給廃止4件, 供給許可1件による。												
--------	------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

※上段に前年度実績を記載し, 下段に当該年度実績を記載すること。

※指定事業に係る利用料金を記載し, 自主事業による収入は記載しないこと。

(3)サービス向上や利用者数の増加等のために実施した主な取組み

温泉受給者数を増やすのは容易ではない。近くの分湯桝から引湯管の設置等費用がかかるので、以前に温泉を使用していた空き家、又は隣家を利用されることをお勧めしたい。
尚、温泉付き空き家等の情報発信及び方法を検討したいが、個人情報等の問題もあり難しい面もある。
大分県竹田市では行政が空き家所有者へのアンケートを実施し、内容によって民間業者等と連携を取り合って、良い方向へ解決を図っている。

(4)施設利用者の主な声やその対応状況

日常的に温泉施設管理の際、利用者宅を訪問してコミュニケーションをとっている。
また、冬期間は硫化水素ガスの検知調査をして危険回避の指導も行っている。

(5)施設の管理運営における課題

特に、鳴子温泉街は地下に火山性エネルギーが溜まっている。単に利用しないからといって源泉を停止すれば暴噴等のリスクがある。従って、老朽化した源泉を順次改修してゆくことが必要である。
それから施設や機器類の更新であるが、単に今までのモノを更新するだけでなく、本当にそれが良いのか十分に検討して最善の方策を実施するべきと考える。以前と状況が変わっていることもある。
源泉を維持するためにはコストがかかる。一方でコストを吸収するだけの利用(収入)を増やしてゆくことも肝心であると考ええる。当地の温泉はエネルギーとしてのポテンシャルが高い。これまでの入浴利用だけの温泉観光地鳴子温泉郷だけに止まっていたのは発展は望めない。
また、「仮称・温泉科学館、温泉って何？」なるものが必要と考える。何故かというと鳴子のような火山性温泉についての知識を来客者は持ち合わせていない。毎日のように温泉入浴している地域住民でも意外と分かっていないのが実情である。消費者がお金を支払うモノについて知ることは大事である。
しかし、大きなハードとしての「仮称・温泉科学館」なるものは無くとも良いと考える。簡易なパネルの様なもので、特に源泉を間近に見れる下地獄足湯エリアに設置されると良いことから、令和6年度に、鳴子温泉の源泉の仕組みや温泉の配湯の状況などを表した看板を設置する計画である。

8. 管理運営状況

評価項目	評価基準	自己評価	所管評価
------	------	------	------

1 施設全般の管理運営に関する業務

※ 該当しない項目については、「－」を記入してください。

(1) 人員配置	管理運営に必要な人員及び有資格者を配置している。	○	○
(2) 職員研修	業務に必要な職員研修や教育等を適切に行っている。	○	○
(3) 管理記録	各種の管理記録(業務日誌等)を適切に整備, 保管している。	◎	◎
(4) 安全管理	日常の安全管理や緊急時のマニュアル整備等の体制を整備している。	◎	◎
(5) 清掃・維持管理	施設, 設備等の保守点検や維持管理等を適切に行っている。	◎	◎
(6) 施設等の修繕	施設や備品等の修繕を適切に行っている。	○	○

2 利用者に関する業務

(1) 利用状況	事業計画書等に基づく利用者数や施設の稼働率がある。	○	○
(2) 利用料金	利用料金の設定, 徴収, 減免, 還付等の手続きを適切に行っている。	○	○
(3) 利用者満足度	利用者ニーズの把握に向けた取組みを行っている。	○	○

3 事業の実施

(1) 指定事業	仕様書, 事業計画書に基づく事業を実施している。	○	○
(2) 自主事業	施設の設置目的に沿った自主事業を実施している。	◎	◎

4 個人情報の取扱い

(1) 個人情報の保護	協定書等に基づき適切に個人情報を取扱っている。	○	○
-------------	-------------------------	---	---

5 管理運営業務の収支等

(1) 収支状況	事業計画書等に基づく妥当な事業収支である。	○	○
(2) 効率的な運営	経費の節減や利用料金収入の向上に向けた取組みを行っている。	◎	◎
(3) 経理事務	専用口座, 帳簿等を備え, 適切な経理事務を行っている。	○	○

評価	評価の考え方
◎ (優良)	協定書や事業計画書等より優れた内容で管理運営を行った。
○ (良好)	協定書や事業計画書等に基づき適正な管理運営を行った。
△ (課題有)	協定書や事業計画書等を下回る内容であり, 一部の業務に改善が必要である。
× (改善要)	協定書や事業計画書等に基づく管理運営が行われなかったため改善を要する。

9. 施設所管課の総合評価

指定管理業務については, 協定書に基づき, 適切な管理運営がなされている。
 鳴子温泉地域への移住者を増やすことが, 新規の源泉利用者を増やすことに繋がるため, 移住関連施策を含めて協議を行いながら, 方策を検討していきたい。
 今後とも, 源泉管理のノウハウを生かし, 安定的な管理運営に努められたい。